

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会
今後の電力システムの新たな課題について 中間取りまとめ（案）に対する
パブリックコメントの結果について

令和4年2月25日
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力産業・市場室

総合エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 今後の電力システムの新たな課題について 中間取りまとめ（案）に対し、下記要領にてパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

御協力いただきありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和4年1月6日（木）～令和4年2月4日（金）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページにより御意見を募集。

2. 意見提出数等

意見提出件数：8件

御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

3. 本件に関するお問い合わせ先

資源エネルギー庁電力産業・市場室

TEL：03-3501-1743

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
今後の電力システムの新たな課題について 中間取りまとめに対する御意見と考え方

整理	いただいた御意見	御意見に対する考え方
I. 供給力確保のための枠組み		
(2) 供給力確保のために各電気事業者や広域機関が果たすべき役割		
1	<p>■意見1 (該当箇所) P.9 <「スポット市場等の売り切れが生じたとき」の考え方> 「スポット市場の売り切れが生じる」とは、スポット市場において、ブロック入札の売れ残りを控除した後の売残量が0となる場合とすべきである。 (意見) 「ブロック入札の売れ残りを控除した後の売残量が0となる場合」とは、エリア分断が発生した場合は分断されたエリア毎に判断される、という理解で良いでしょうか。 (理由) エリア分断が発生した場合は、他エリアで売れ残りが発生していたとしても分断されたエリアでは調達ができないため、分断されたエリア毎にスポット市場での売り切れの判定をするのが望ましいと考えます。</p>	<p>御指摘のとおり、エリア分断が発生した場合は、分断されたエリア毎に判断することとしております。</p>
2	<p>■意見2 (該当箇所) P.12 容量市場導入後における供給能力確保義務の考え方 追加供給力公募や電源入札といった容量市場以外に必要な供給力が確保されることも考えられる。(中略)これらの費用は、託送供給等約款に基づく支払義務を負うこととなるが、容量拠出金のように小売電気事業者が確保する供給能力と負担する費用が対応していない。 (意見) 容量市場で確保される稀頻度リスク分の電源についても、義務と負担の対応関係を再整理する必要があると考えます。 (理由) 稀頻度リスク分のような通常は稼働しない電源は、送配電事業者の周波数維持義務の範囲であり、容量市場において送配電負担とすることが適切、という考え方もあり得ます。現状、必ずしも十分な議論を経たとは言えないまま、小売負担に位置付けられたと認識していますので、義務と負担の対応関係の再整理をお願いしたいと思います。</p>	<p>供給力・調整力について、効率的な調達・確保の在り方に関する検討を進めることは重要であり、そうした議論の中で、中長期的な供給力を確保するための容量市場における費用負担の在り方についても、必要に応じ適切に見直していきます。</p>
3	<p>■意見3 (該当箇所) P.20 【課題1】小売電気事業者における計画値同時同量上の課題 日本全体では需給バランスは維持されている一方、電力需給のひっ迫等により卸電力市場において売り切れが発生 (意見) 需給調整市場が導入されるまでの間の過渡的な対応として、一般送配電事業者が調整力公募で確保済みの電源について、(H3需要-実需要)×7%を開放し、当該量がスポット市場に供出される仕組みをご検討いただきたく思います。 (理由) 一般送配電事業者は調整力公募を通じて、H3需要×7%相当量を1年間一律に確保しています。一方、周波数維持に必要な量は実需要×7%相当量、と考えられます。これらの差分が埋没電源とならずに、スポット市場で適切な価格シグナルが形成されることが望ましいと考えます。</p>	<p>現行制度では、電源Ⅰは、年間では補修停止期間があり、必ずしも一年中常に年間H3需要の7%をTSOが確保しているわけではなく、実需給においては電源Ⅱも期待する事で実需給に対する7%を確保しております。 また、電源Ⅰは、周波数制御など系統の安定運用に必須の電源であり、予め、年間で一定の容量(H3需要×7%相当量)を一般送配電事業者専用として確保することと整理されており、安定供給の観点から、スポット市場への供出を行っておりません。 一方で、中間とりまとめ案にも記載のとおり、「日本全体では需給バランスは維持されている一方、電力需給のひっ迫等により卸電力市場において売り切れが発生」する等の課題が顕在化していることから、いただいたご意見も参考にしつつ、供給力(kWh)・調整力の効率的な調達・確保の在り方や、各事業者が果たすべき役割について、今後、具体的な対応策の検討を行っていく予定です。</p>

4	<p>・ 該当箇所 p.20 e) 小売電気事業者・一般送配電事業者が供給力 (kWh) ・調整力確保に果たす役割と課題 【課題1】 小売電気事業者における計画値同時同量上の課題について</p> <p>・ 意見内容 合理的な市場価格の形成のためには合理的な入札価格の設定を行う必要があります、このためにはJEPX等からの適切な情報開示が不可欠となります。 既にシステムプライスを対象としたスポット市場の需給曲線 (入札カーブ) やスポット市場の価格感応度を公開いただいておりますが、 今後、分断エリア別需給曲線等を公開いただく際には、csvファイル等も合わせて公開いただくなど二次利用が簡易な形式での情報開示を希望いたします。</p> <p>他方、小売電気事業者が設定する合理的な買い入札価格へDR等の実施による費用をどれだけ適切に織り込んでいるのか、 限界効用ベースの買い応札の実施実態について定量的なデータが提示されていない状況であるため、事業者へのヒアリング等を通じ、まずは実態を把握する必要があるものと考えております。</p> <p>また、容量市場導入前の供給能力確保義務の整理の中で需給がひっ迫している場合には正当な理由があることに該当しない旨の記載がありますが、 電源を保有しない小規模小売電気事業者が需給ひっ迫時に取り得る手段は非常に限定的と想定されるため、必要な措置を履行することを前提に、当該条件の緩和について検討いただきたい。</p>	<p>JEPXにおける分断エリア別需給曲線の公開については、需給曲線上で数量・価格が分かる形での公表を計画しております。</p> <p>その上で、中間とりまとめ案にも記載のとおり、「小売電気事業者における計画値同時同量上の課題」等の課題が顕在化していることから、いただいたご意見も参考にしつつ、供給力 (kWh) ・調整力の効率的な調達・確保の在り方や、各事業者が果たすべき役割について、現在、「卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の在り方勉強会」において、事業者などのヒアリングを実施しており、今後、具体的な対応策の検討を行っていく予定です。</p> <p>また、今回の整理は、あくまで現行運用を前提とした上で、「需給ひっ迫でない」場合の運用の考え方として整理しているものであり、需給ひっ迫の場合であっても、個別具体的な状況によって、供給能力確保義務違反とならない場合もあると考えております。</p>
5	<p>■小売電気事業者が供給力確保に果たす役割について 供給力確保義務遵守の運用について、需給ひっ迫時の適用除外があること、適用範囲が事後でしか判明しない等から、昨秋より発生している高騰においても、新電力等の買い入札行動には大きな変化を及ぼせていないものと推察しており、更なる議論が必要と考えます。</p> <p>また、供給力確保義務遵守違反とならない場合であっても、スポット価格よりインバランス価格が高くなる場合は経済的不利益が発生するため、小売電気事業者はそのリスクヘッジための買い入札行動を強いられる状況です。</p> <p>供給力確保義務遵守の運用とインバランス制度の関係性からも更なる議論が必要と考えます。</p> <p>(以下、個別に記載) P7、 (1)小売電気事業者の事情によって売り切れが生じる場合について、その事実と必要に応じた対策の考え方についてもバランス良く言及すべきではないかと考えます。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
6	<p>(2)「需給ひっ迫の際は、小売電気事業者の義務達成方法が限られる中、一般送配電事業者の周波数維持義務とバッティングするので、この点も考慮して検討すべきとの意見があった。」については、小売電気事業者がスポット市場等から必要十分な供給力確保義務に履行に足る、かつ、過度な経済的リスクを負担する必要の無い、また、旧一電小売と新電力とのイコールフィッティングの観点からも是非進めていただきたい。また、供給力確保等の最終的な影響やインバランス等の経済的負担は需要家に及ぶことから、途中経過や結果については、適時適切に需要家にも情報提供すべきと考えます。</p>	<p>供給力 (kWh) ・調整力の効率的な調達・確保の在り方や、各事業者が果たすべき役割について、現在、「卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の在り方勉強会」において議論を開始しており、今後、具体的な対応策の検討を行っていく予定です。</p> <p>需要家への情報提供についても、頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>

7	<p>(3)「この点については、今回の整理は、あくまで現行運用を前提とした上で、「需給ひっ迫でない」場合の運用の考え方として整理を行えば、(中略) 周波数維持義務への影響は限定的と考えられる。」については、「需給ひっ迫ではない」場合であっても、小売電気事業者による供給力確保義務確保のためのスポット市場等における売切れは、新電力による80円/kWhでの高値入札による市場高騰として現実となるなど、送配電事業者の周波数維持義務のための供給力確保と抵触する可能性が存在することも明記すべきと考えます。</p>	<p>中間とりまとめP22にも記載のとおり、小売電気事業者による供給力の確保と、一般送配電事業者による調整力の確保の在り方や、各事業者が果たすべき役割については、現在、「卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の在り方勉強会」において議論を開始し、今後、具体的な対応策の検討を行っていく予定であり、頂いた御意見も踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。</p>
8	<p>P8、 (4)「スポット市場については、ブロック入札の結果、売り入札量があるにも関わらず、入札カーブをみると、供給曲線が垂直となっている時間帯が出現している。」については、このような事象は本来健全ではないと考えます。2022年度からの新インバランス制度では、「予備率」指標が重要視され、買い側の冷静な入札を施す上でも「予備率の事前公表(参考値)」は極めて重要であると考えます。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
9	<p>P9、 (5)「他方、前述とおり、需給ひっ迫でない場合であれば、小売電気事業者が卸電力を調達できなかったとしても、日本全国の需給への影響は限定的と考えられる。」については、こうした記載により小売電気事業者の供給力確保義務のインセンティブに悪影響を及ぼす可能性があり表現について工夫をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、「小売電気事業者が卸電力を調達できなかったとしても、」を削除します。</p>
10	<p>(6)「このため、「スポット市場の売り切れが生じる」とは、スポット市場において、ブロック入札の売れ残りを控除した後の売残量が0となる場合とすべきである。」については、「ブロック入札の売れ残り」については、監視等委による報告徴収及び制度設計専門会合等におけるご審議の結果、情報公開が決定されたものあり、まずは履行状況を見届けた上で運用を開始すべきと考えます。</p>	<p>今秋の高騰におけるブロック入札の売れ残りを控除した後の売残量が0となる場合の状況はとりまとめ資料の図3の通りであり、こうした情報を基に、既に運用を開始しているところです。</p>
11	<p>(7)「ただし、例えば、スポット市場の価格動向にかかわらず、常に約定価格と比較して著しく安価な価格で買い入札を続けている場合など、市場価格の動向を踏まえて合理的な説明ができない価格での入札を行っている場合にまで「正当な理由」があるとするのは適切ではない。」については、文脈における同旨の理由から、著しく「高価」な価格の場合についても、追記し、市場価格の高値誘導として誤解される記載とならないようにバランスのとれた記述とすべきと考えます。</p>	<p>ご指摘の「著しく高価な価格で買い入札を続ける場合」については、今回の「供給能力確保義務違反とならない正当な理由」の整理において関係がないものと考えております。</p>
12	<p>(8)「また、インバランス料金の支払いを回避する観点からディマンドリスポンス(以下「DR」という。)を活用することも同様といえる。」については、DRを活用するためには、小売電気事業者(新電力)が一般送配電事業者との間で需要抑制調整契約を締結する必要があるなど、また、DR先の旧一電小売電気事業者との間でネガワット調整金などの取扱いを整理する手間が生じるなど、事業環境整備が急務であることについて、点検など検討していただきたい。</p>	<p>インバランス料金の支払いを回避する観点からDRを活用することも経済合理的な行動といえることについては、仮にご指摘の課題があったとしても評価は変わらないと理解しております。頂いたご意見につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
13	<p>P12、 (9)「また、容量市場導入後も、(中略)託送供給等約款に基づく支払義務を負うこととなるが、容量拠出金のように小売電気事業者が確保する供給能力と負担する費用が対応していない。」については、追加供給力公募や電源入札は、必ずしも小売電気事業者向けではなく、一般送配電事業者向けにも供されることから、負担割合については審議会等にて議論された結果にもとづくことと併せて、託送料金も小売電気事業者がお客様のご理解を得てはじめて回収できる仕組みであることを明記いただきたい。</p>	<p>今回の整理は、小売電気事業者の供給能力確保義務の考え方についてであるため、ご指摘の点については、今回の中間とりまとめにおいて明記はしないこととさせていただきます。</p>

14	<p>(10)「ただし、将来的に容量拠出金のような(中略)、改めて小売電気事業者が果たすべき供給能力確保義務との関係を整理・検討することとする。」については、供給力確保義務の履行に関連して、相対及びスポット市場等において、少なくとも新電力と旧一電小売とのイコールフィッティングが実現し、かつ、スポット市場等への必要十分な供給量が拠出される前提に鑑み、更にインバランス（ペナルティ）負担も小売電気事業者の経済負担となることも含め、最終的には需要家ご負担として適切に転嫁されることを明記した上で、今後丁寧に整理していただきたい。</p>	<p>将来的に容量拠出金のような確保する供給能力と対応関係にある金銭の支払義務が発生する場合には、ご指摘の点を踏まえながら検討させていただきます。</p>
15	<p>P14、 (11)「もっとも、このような効率化によっても、スポット市場に供出される kWh に必要な燃料が十分確保されるかの不確実性は残るところであり、また、このような効率化の検討には一定の時間を要するところである。」については、スポット市場に供出されるkWhに必要な燃料が十分確保すべきの方針を打ち出した上で、「市場余力率」などの見える化を図るなど、不確実性を早急に解消するご検討を開始いただきたい。</p>	<p>資源エネルギー庁において、「需給ひっ迫を予防するための発電用燃料に係るガイドライン」を公表しており、十分なkWhを確保するために発電事業者において望ましい行為などを規定しております。加えて、広域機関においては、平年並の気象と、厳気象（過去10年間で最も気温が低下した年の気温）のリスクシナリオを想定した見通しを示すことで、発電事業者や小売事業者などに適正な供給力（kWh）確保や余力の管理を促すkWhモニタリングの結果を公表しております。今後も、頂いたご指摘を踏まえ、検討を進めていきたいと考えております。</p>
16	<p>P15、 (12)「ただし、上記の対応をしてもスポット市場に供出される kWh に必要な(中略)、一般送配電事業者による kWh 公募により調達する方法、あるいは他の方法も含め、今後より詳細に検討を深めるべきである。」については、上述のとおり、電力システムにおける発電事業者が純粹経済合理的に行動する結果としてのリスク負担についても、小売電気事業者のみではなく、需要家のご理解を十分得るとともに電力システム全体により公平に負担すべきと考えます。</p>	<p>頂いたご意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>(3) 中長期を見据えた供給力確保の仕組み</p>		
17	<p>22ページ 中長期を見据えた供給力確保の仕組みは、適切に発電所を建設できる制度となるように検討をして下さい。災害も起こっていない時に、電気が足りなくなるという状況を早く改善して下さい。 電力が自由化されましたが、安くもなっていない、電気は足りなくて、何がよくなったんでしょうか。自由化になり電気を買う会社を選べるようになりましたが、停電しない方がよいと思い、発電所を持っている会社を、電気料金は高くても選んできました。にもかかわらず、電気が足りなくなる時は、みんな平等に電気が足りなくなるというのはおかしくないでしょうか。再生可能エネルギーや発電所も所有しないで電気売っている新電力のお客にばかり焦点をあて、停電しないような会社を選んできた消費者のこは全く見ていないのではないのでしょうか。停電しても電気料金が安い場合と、停電しないが電気料金が高い場合とで、アンケートはしたことがあるのでしょうか。消費者が本当に何を求めているのか確認してください。 また、電力を自由化するときに、すでに海外で自由化しており、海外では発電所の建設ができないというニュースがすでにあっただと思います。なぜ、海外ではすでに問題がでているのに、日本で自由化する際に対応ができていないのでしょうか。怠慢ではないのでしょうか。さらに、去年の冬も電気が足りなくなっていました。そのなかで、容量市場の見直しが行われています。電気が足りない状況にも関わらず、容量市場の価格を下げる見直しが平気でされています。資料にある通り、容量市場の価格が下がると発電所の建設が進まない方向だと思います。このように、電力自由化や容量市場によって、電気が足りなくなっていることは明らかです。これまでとんでもない議論を行ってきた人たちが、中長期的な供給力の確保の仕組みを検討すると、同じ過ちを犯し、電気が足りなくなる方向に議論することは明らかです。この仕組みの議論では、有識者と呼ばれる人を入れ替えて議論してください。</p>	<p>低廉で安定的な電力供給は国民生活を支える基盤であるものの、東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、従来の電力システムが抱える様々な課題が明らかとなりました。こうした課題に鑑み、「電気の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的として、電力システム改革を進めることとしております。</p>

II. 電源の過度な退出の防止に向けた対応策		
(2) 発電事業の変更の届出の見直しについて		
18	<p>・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>II. 電源の過度な退出の防止に向けた対応策 (2) 発電事業の変更の届出の見直しについて</p> <p>・意見内容 今回、休廃止の意思決定前に事業者間のマッチングを経て、廃止を事前届出とする制度を導入することで、休廃止に向けた時間軸に変動要素が加わったと受け止めてございます。各方面と時間をかけて調整してきた計画が、マッチング成立等によって稼働延長となる場合に、急な変更に対応が追い付かないことや、地元ステークホルダーとの信頼関係に影響することを懸念しておるところです。</p> <p>従い、廃止公表前に取り組むマッチングや地元協議等の対応時期等は、事業者の裁量を認め、休廃止計画に混乱を来さないよう柔軟に運用する配慮が必要と考えます。また、発電計画変更届出後も、国において速やかに手続きを進めるべきと考えます。</p> <p>また、特に非効率石炭火力フェードアウトの対象電源のように、廃止期限が決まっているものと本施策との関係性が不明瞭で、事業者としてはどちらを優先すべきか判断に迷う部分もあるのではないかと考えてございます。例えば2030年度に廃止を予定していた電源が、マッチング成立や供給力不安によって1年稼働延長とされたような場合に、どう考えるべきかなどの課題があるように思われ、容量市場開始後の供給力の状態も踏まえ、制度間の整合を図るべきと考えます。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 上記意見に記載の通りです。</p>	<p>ご指摘にある事業者に対する過度な負担等に配慮しながら、脱炭素化と安定供給のバランスを確保しつつ、詳細な設計については今後検討を行ってまいります。マッチングの扱い等に関し、ご指摘のような事情をはじめ個別に相談が必要なものは、随時お寄せください。</p>

III. 更なる競争環境の整備に向けた対応策（発電部門と小売部門における費用の透明化）

(1) 発電事業と小売事業の費用の透明化の必要性

19	<p>■更なる競争環境の整備に向けた対応策（発電部門と小売部門における費用の透明化）について</p> <p>「特に発電・小売が一体会社である大手電力を対象として、既に公表されている財務諸表に加え、発電事業費用と小売電気事業費用を区分した明細書の作成・公表、同明細書において発電電力量や収入として受領する容量確保契約金の額の明記・公表などを求めることが適当である。」について、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、社内・グループ内取引の透明性を確保するために資するものとして賛同いたします。</p>	<p>原案に賛成の意見として承りました。</p>
----	---	--------------------------

20	<p>P27</p> <p>III. 更なる競争環境の整備に向けた対応策（発電部門と小売部門における費用の透明化） (1) 発電事業と小売事業の費用の透明化の必要性</p> <p>・意見内容 電力自由化により送配電部門については分離独立しましたが、旧一電においては、いまだに発電部門と小売部門の分離が行われていません。 公平な競争の前提として、今回の取りまとめの方向性について賛成します。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 今回の取りまとめのなかでも、将来の供給力確保のために、容量市場が新設され4年後の供給力を入札により確保していくことが記載されていますが、発電部門と小売部門が独立していなければ、小売事業者が支払う容量拠出金については、新電力にとっては大きな負担になる一方、旧一電においては発電事業者に払われた容量拠出金が小売電気事業者に振り分けが可能となり、競争に置いて公平性が担保できなくなる可能性があります。 今回は、費用について透明化することになっていますが、さらに発電分離となるように進めていただきたいと考えます。</p>	<p>原案に賛成の意見として承りました。</p>
----	--	--------------------------

(5) 本取組の施行時期		
21	<p>・ 該当場所 P31 明細票の公表について</p> <p>・ 意見内容 今回の取りまとめでは、2022年度分から公表を開始、すなわち実際には2023年4月以降に公表することとなっていますが、現在既に存在するものを公表するだけであることから、2021年度のもの、2022年4月以降で公表していただきたいと思えます。</p> <p>・ 理由 旧一電の発電部門と小売部門の費用の透明化については、電力自由化直後から求められてきたもので、容量拠出金についての公平性について、多くの新電力から不信感を持たれている状況の打開策として、速やかに公開すべきと考えます。 尚、この書き方では、2022年4月以降に公表するのだと理解する事業者、消費者も多いと考えますので、公表時期を変更するとともに、誤解のない書き方に修正をお願いします。</p>	<p>発電事業部門と小売事業部門の収支の作成を事後的に、義務づけることが困難であることから次年度決算からの対応を求めることとしております。こうした観点から、「2022年度決算から本取り組みを実施する」旨を明記しているところです。</p>
IV. 分散型電力システムの構築に向けた大型系統用蓄電池に対する事業規制		
22	<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） 分散型電力システムの構築に向けた大型系統用蓄電池に対する事業規制</p> <p>・ 意見内容 1.系統用蓄電池事業用に発電ライセンス、小売ライセンスと別に蓄電池事業ライセンスとして整理頂き、電気事業法上の義務を明確化して頂きたい</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 1.系統用蓄電池を用いた事業では電力市場価格の安定化を目的とした電力市場での電力売買が想定される一方、電力市場で売買した電力を系統用蓄電池設備へ供給するためには現在の電気事業法上、小売ライセンスが必要となっている。系統用蓄電池事業を行なう事が目的の事業者においても漏れなく小売ライセンスを取得し義務を負うことは、事業者にとってのハードルに感じられ系統用蓄電池事業の活性化の妨げになっているため。</p>	<p>蓄電池事業のうち、大規模なものであって発電事業者と同様の役割を果たす者については、電気事業法の発電事業者に位置づけることを検討しております。</p>
23	<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） 分散型電力システムの構築に向けた大型系統用蓄電池に対する事業規制</p> <p>・ 意見内容 2.系統用蓄電池についてはノンファーム接続適用であっても容量市場や需給調整市場に参入させて頂きたい</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 2.混雑時は系統緩和のための動作(充電)を行う事を義務化すること系統が混雑している状況において系統用蓄電池はその緩和に貢献するため</p>	<p>系統用蓄電池だけでなく、ノンファーム型接続の電源について、容量市場・需給調整市場における参加の在り方について、検討を行う予定です。</p>

総論に関する御意見

24	<p>・ 該当場所 P33 おわりに</p> <p>・ 意見内容 令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画で、安定供給の確保、料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的とした電力システム改革は一定の成果がでていと報告されています。ですが、昨冬の需給ひっ迫の構造的要因となった供給力の低下傾向のため、安定供給への懸念が生じました。電力自由化の中でも供給力を維持・確保していくための政策を進めるためには、国民の協力が必須であり、国民へのわかりやすい情報提供を求めたいと思います。</p> <p>「おわりに」に記載されている通り、国民の安全・安心な生活維持のため、カーボンニュートラルと、安定した供給力の維持・確保を大前提とした電力システム改革が進むことを私たちも願っています。</p> <p>・ 理由 既存の電力会社と新規参入者間の競争関係を含めた公正な競争環境の整備や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた電力システム全体の脱炭素化も重要な残された課題となっています。そのために、容量市場や非化石市場など、新たな市場が開設されましたが、国民としては、どこに、どのように関わっていけるのかも見えていません。国民の理解が進み、行動変容につながるような、わかりやすい情報提供をお願いします。</p> <p>以上。</p>	<p>頂いた御意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
25	<p>安全保障上、重要なカテゴリーである電力業は民営化すべきでないのに、民営化してしまったから、供給逼迫による料金高騰を招いたのであり、民営化したのに、このようなとりまとめを作成したり、指針等を守るために、事業者側も相当なエネルギーを使ったりと、トータルでは相当な資源を投入しています。</p> <p>電力やガス等の基幹エネルギー事業については、きちんと施策検証をした上で、見直すべきタイミングになったのではないですか？</p>	<p>低廉で安定的な電力供給は国民生活を支える基盤であるものの、東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、従来の電力システムが抱える様々な課題が明らかとなりました。こうした課題に鑑み、「電気の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的として、電力システム改革を進めることとしております。</p>